

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正の概要

No.	項目	条文	内容	改正の狙い
1	土砂等の定義	<p>条例 第2条第1号</p> <p>【新規則】 第1条の2</p>	<p>現行：廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及び堆積行為の用に供するものを「土砂等」と条例で定義しています。</p> <p>改正：規則で定めるものは土砂等の定義から除くこととします。</p> <p><規則> (1) 砂利及び岩石並びにこれらを砕いたもの (2) コンクリート及びアスファルト並びにこれらを砕いて再生利用するもの (3) 木材を砕いたもの</p>	定義の明確化のため。
2	土地所有者の責任の明確化	<p>【現条例】 第25条の2 第25条の3</p> <p>【新条例】 第2条第6号 第9条 他</p>	<p>現行：土地所有者にも施工計画や施工状況を確認する義務があり、汚染や災害が発生した場合は撤去等の命令を受けることがあります。</p> <p>改正：申請者を事業主、事業施工者、特定事業区域（一時堆積特定事業では特定事業場）の土地所有者の共同名義とします。</p> <p>※特定事業区域：土砂等を埋立てる区域 ※特定事業場：特定事業区域に搬入路等を加えた全区域</p>	申請者に事業施工者及び土地所有者を加えることにより、事業の連帯責任者としての位置付け及び役割をより明確にするため。
3	説明会の開催	<p>【現条例】 第3条第5項</p> <p>【現規則】 第1条の2</p> <p>【新条例】 第3条第5項 第9条の3</p> <p>【新規則】 第1条の4 第3条の5</p>	<p>現行：申請者は、説明会を開いて周辺関係者（特定事業区域から300mの区域内に居住する者及び特定事業区域の区・自治会長）に事業内容を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。</p> <p>改正：説明会を必ず開催することとします。 ただし、事業者の責めに帰することができない事由（天災、他者による説明会の妨害）で説明会を開催できない場合は、周辺関係者へ書面で通知する方法で代えることとします。</p>	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため。

No.	項目	条文	内容	改正の狙い
4	土砂等の 総搬入量の制限	【新条例】 第11条 第1項第7号 第2項第3号	現行：規定なし 改正：1件の許可につき、総搬入量の上限を5万m ³ までとします。 (一時堆積特定事業の場合は搬入及び搬出の予定量がそれぞれ 2.5万m ³ まで)	土壌汚染等を確認した際、 速やかな対策を講じることが できるようにするため。
5	県外残土の禁止	【新条例】 第11条 第1項 第11号	現行：規定なし 改正：土砂等の発生場所が、千葉県内であり、かつ、発生場所から 直接搬入されるものに限定します。	発生元確認を容易にするため。 また、発生場所が異なる土 砂等の混入を防止するた め。
6	一時堆積場等 を発生元とする ことの禁止	【新条例】 第11条 第1項 第11号イウ	現行：規定なし 改正：一時堆積場からの搬入を禁止します。 また、過去に埋立て等を行っていたことのある場所からの 搬入では、埋立て等が適正に行われた場所であることを条件 にします。	発生場所が明確になっている もののみの搬入に限定す るため。

No.	項目	条文	内容	改正の狙い
7	同時に複数の特定事業を行うことの禁止	【新条例】 第11条 第1項 第1号他	<p>現行：規定なし</p> <p>改正：申請者の欠格要件に次の項目を加えます。</p> <p>※申請者が法人の場合は、その役員（取締役等に準ずる者と同等以上の支配力を有するもの（有力な株主や出資者等）を含む。）及び使用人も欠格要件に該当しないこと。 申請者が個人の場合は、その使用人も欠格要件に該当しないこと。</p> <p><条例第11条第1項第1号> ウ 市内で特定事業の許可を受けていて完了等していない者 エ 特定事業の許可を受けて完了等していない市内の土地の所有者（許可当時と所有者が変わっている場合は、許可時に埋立ての同意をした土地所有者を含む。） オ 市内で他の特定事業を申請中の者又は事前協議中の者 コ シの者を役員にしている法人 シ 法人（その役員を含む）が欠格要件に当てはまる場合、その役員 セ 許可を受けて完了等していない特定事業で業務を請け負っている下請事業者</p> <p><条例第11条> 第4号 現場責任者が許可を受けて完了等していない特定事業の現場責任者でないこと、及び欠格要件に当てはまらないこと。 第5号 下請事業者が欠格要件に当てはまらないこと。</p> <p>※下請事業者：特定事業者以外のもので主たる事業を請け負う事業者（個人事業者を含む。）</p>	<p>複数の事業で土壌汚染等が発生することにより申請者が対応困難になる状況を回避するため。 また、不正又は不誠実な行為をするおそれがある者が埋立てを行えないようにするため。</p>

No.	項目	条文	内容	改正の狙い
8	搬入土砂を第3種以上に限定	【現規則】 別表第3 【新条例】 第11条 第1項 第12号	現行：第4種建設発生土や浚渫土でも、安定計算をして安全が確保されれば搬入できます。 改正：搬入できる建設発生土を第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に限定します。	第4種建設発生土等は、固さの点で一般の埋立てには適さないものである。また、浚渫土は埋立て後に酸性化する場合がある。土壌の汚染及び災害の発生防止のため、禁止するもの。
9	事業区域の土地の境界確定	【新条例】 第11条 第1項第16号 第2項第6号	現行：規定なし 改正：特定事業区域（一時堆積特定事業では特定事業場）の境界が属する土地の境界が確定している必要があることとします。また、特定事業区域等の中に道路、河川、水路及び法定外公共物がある場合は、その境界が確定している必要があることとします。	事業場の区域を明確にするため。
10	事業区域及び場の境の表示	【現条例】 第18条第2項 【新条例】 第18条第2項 第11条第1項 第17号	現行：特定事業区域の境がわかる表示をしなければいけません。 改正：特定事業場の境がわかる表示もすることとします。また、許可前に表示を行うこととします。	事業場の区域を明確にするため。
11	事前協議の期間等の設定	【新規則】 第3条の4 第2項第4項	現行：規定なし 改正：事前協議を1年間行っても協議が成立しない場合、協議を終了することとします。また、事前協議済書の有効期限を1年とします。	実現性のない埋立ての事前協議を期限なく続けないうため。

No.	項目	条文	内容	改正の狙い
12	隣接地土地所有者の承諾の強化	【現規則】 第3条の4 第5項 【新規則】 第3条の6 第3項第4項	現行：特定事業区域に隣接する土地所有者の承諾が必要です。 改正：特定事業区域の境界から20m以内の土地所有者の承諾が必要になります。	隣接地土地所有者との紛争の発生を防止するため。
13	周辺住民の承諾の強化	【現規則】 第3条の4 第6項第7項 【新規則】 第3条の6 第5項第6項	現行：特定事業区域の境界から300m以内の住民の8割の承諾が必要です。 改正：特定事業場の境界から100m以内の住民の9割の承諾、100m超から300m以内の住民の8割の承諾が必要になります。	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため。
14	区・自治会の承諾	【現条例】 第3条 【新条例】 第9条の4 第4項	現行：申請者は、特定事業区域の区・自治会長に事業内容を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。 改正：申請者は、特定事業場の区・自治会の承諾を得るよう努めることとします。	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため。
15	同意書、承諾書の日付	【新条例】 第9条の4 第3項	現行：規定なし 改正：特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者等の同意書並びに特定事業区域の近傍の土地所有者及び周辺住民の承諾書は説明会の後に得たものを有効とします。	地域住民等の理解を十分に得るため。
16	区・自治会との協定	【新条例】 第9条の4 第5項	現行：規定なし 改正：特定事業場の区・自治会から申し出があった場合は、特定事業場の周辺地域の環境保全に係る遵守事項について、協定の締結をするよう努めることとします。	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため。

No.	項目	条文	内容	改正の狙い
17	現況図面	規則 第3条の4 第1項第3号 第4条 第2項第15号	現行：特定事業区域及び特定事業場の施工前の図面が必要です。 改正：事前協議や本申請に添付する現況図面は、特定事業区域及びその周辺20m以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図とします。	正確な区域、土量を計算するため。
18	発生元地質検査の市職員の立会	【現条例】 第14条 【新条例】 第13条の4	現行：申請者は、土砂等を搬入しようとするときは、土砂等発生元証明書及び地質分析（濃度）結果証明書等を添付した土砂等搬入届を届け出ます。 改正：申請者は、土砂等搬入届の届出に先立ち、発生元の地質検査のための土砂等の採取計画を、採取を希望する日の14日前までに市に届け出、市職員が採取に立ち会い、採取場所等を指定できることとします。	発生元の土砂等を市が事前に確認できるようにするため。
19	土砂等搬入届の事前提出	条例第14条	現行：土砂等搬入届の提出時期の規定がありません。 改正：土砂等を搬入する日の7日前までに届け出ることとします。	搬入予定を事前に把握するため。
20	定期検査の方法	規則第11条	現行：地質検査は、特定事業区域を3,000㎡以内の区域に等分しその中央で採取します。 改正：地質検査は、特定事業区域を3,000㎡以内の区域に等分した数の検体を、市職員の指定する場所で採取することとします。（ただし、土砂等の搬入量が少なく必要な検体数の採取が難しい場合は検体数を減らすこととします。）	事業開始直後で搬入量や埋立て面積が少ない場合に対応するため。

No.	項目	条文	内容	改正の狙い
21	保証金の設定	【新条例】 第28条の2～ 第28条の5	現行：規定なし 改正：申請者は、土砂等の量に応じた金額（400円/m ³ ）を保証金として銀行に預託し、市を質権者とする質権設定をします。	土砂崩れ等の対策に市が費用として充当できるようにするため。
22	客土の適用除外の見直し	規則 第3条の2 第2号	現行：自らの耕作の用に供するため、従前の作土と同等以上の土砂等を用いて、農地の改善を行う事業は適用除外です。 改正：農地転用申請の必要のない軽微な農地改良に限定します。	適用除外を利用した無制限な埋立てを抑制するため。
23	土砂等の安全基準及び地質検査方法の見直し	規則 別表第1	現行：水素イオン濃度の検液作成方法は市独自の方法です。 改正：地盤工学会基準 JGS0211-2009「土懸濁液のpH試験方法」に変更します。	水素イオン濃度を現場の地質により近い状態で検査するため。
			現行：水素イオン濃度の基準値は4～9です。 改正：水素イオン濃度の基準値を5.8～8.6に変更します。	酸性やアルカリ性に近い土砂等の搬入を防止するため。
			その他の項目 ●シスー1,2—ジクロロエチレンを1,2—ジクロロエチレンに変更します。 ●その他、土壌の汚染に係る環境基準の改正に準じて変更します。	土壌の汚染に係る環境基準に準じて改正する。
24	既存の法面、擁壁等の安全性の確保	規則 別表第3	現行：規定なし 改正：既に埋立てが行われた場所や、既存の法面、擁壁等がある場所での新たな埋立てについては、その安全性が確保されるようにします。	土砂等の流出等の災害の発生を防止するため。